

平成25年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金			担当部局庁	総合外交政策局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度開始			担当課室	国際安全・治安対策協力室			室長 川上 文博	
会計区分	一般会計			政策・施策名	基本目標Ⅶ 国際分担金其他諸費 具体的施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第31条 外務省組織規則第12条			関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「テロの未然防止に関する行動計画」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	アジア太平洋マネーロンダリング対策グループは、FATFによって設定された国際的な基準・勧告をもとに、アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進、対策が不十分な国・地域に対する技術支援・研修等に取り組む。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	FATFによって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象に相互審査(メンバー同士でマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・環境についての審査を実施)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換を行う)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を集めるセミナー等)を実施。41か国・地域が参加。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
			当初予算	4	3	3	4	5	
			補正予算	—	—	—	—		
			繰越し等	—	—	—	—		
	計		4	3	3	4	5		
	執行額		4	3	3				
執行率(%)		100.0	100.0	100.0					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	FATFによって懸念を示された国等への技術援助を通じた国際金融市場のリスク軽減。そのための技術援助ミッション派遣回数(APGの活動はこれに限定されるものではない)。			成果実績	回	10	10	10	10
				達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	・全体会議を年1回開催。 ・加盟国のマネロン・テロ資金供与体制の相互審査、技術援助、FATFによる問題国特定への協力等を議論。			活動実績 (当初見込み)	回	1 (1)	1 (1)	1 (1)	— (1)
単位当たりコスト	14 (百万円/会議)			算出根拠	APGの活動の一つである技術援助について10か国に技術援助ミッションが派遣された(2011-2012APG報告書)ところ、各国分担金総額1737千豪ドルを10(派遣回数)で割った。なお、APGの活動はこれに限定されないのであくまで目安。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	分担金	4	5						
計	4	5							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	国際金融システムがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するためには、国際社会の一致した取組が必要であり、犯罪の防止・早期摘発・訴追といった観点で我が国国民の生活にも裨益している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	APG予算は、例年7月の全体会合で、参加国が前年度予算の執行状況も勘案しつつ、事務局作成の予算案の合理性・効率性を審議、決定し、予算額を決定している。また、例年10月頃に、詳細な会計報告を含む年次報告書を公式HP上で公開し、予算の透明性に努めている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	APGはアジア太平洋地域におけるマネロン・テロ資金供与対策において中心的な役割を担っている。APGが実施する相互審査を元に、FATF(金融活動作業部会)はマネロン・テロ資金供与対策が不十分な国を特定し、APGはFATFと連携してこれらローキャパシティ国への支援等を実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			○	我が国分担金は、警察庁が1／3を負担し、金融庁、法務省、当省及び財務省が1／6ずつ負担。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ(APG)分担金	財務省035、警察庁79、金融庁3、法務省0081			
点検結果	マネーロンダリングやテロ資金供与対策は、国民生活の安全や国際金融システムの保護に資するものであり、G8・G20サミットでも主要な問題の一つとして取り上げられており、我が国としても積極的に取組む必要がある。我が国もAPG参加国の一員として分担金の拠出が義務となっている(なお分担金を拠出しない場合、メンバー資格が停止される)が、予算の増加に対して厳しく対応の上、分担金総額の減額に努める。					
外部有識者の所見						
アジア太平洋地域におけるマネーロンダリング対策の国際基準(FATF勧告)の普及に、FATF加盟国である日本が率先して貢献することには意義が認めら						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	日本の分担額・拠出額に応じて要求を見直す。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	69	平成23年	63	平成24年	88